

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
①消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 ※毎年度、その時々々の課題を踏まえた記述を盛り込む。									「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・報告書提供先：2, 260683か所 (2017平成28年度：2, 20460か所) ・報告書提供数：2, 567842冊 (2017平成28年度：2, 362567冊)									
②消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】									「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・報告書提供先：2, 260683か所 (2017平成28年度：2, 20460か所) ・報告書提供数：2, 567842冊 (2017平成28年度：2, 362567冊)									

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】		K P I
						2020年度	2021年度	2022年度
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 ※毎年度、その時々の課題を踏まえて調査項目を見直し							
	消費者被害額の推計【消費者庁】 ※推計方法については、必要に応じて見直し							
	理論的・先進的な調査・研究【消費者庁】							
	その他の調査の適宜実施【消費者庁】							
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) 「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数：7.4〇〇万件 (ロ) 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数：295.3〇〇万件 (ハ) ・「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を2回開催、アンケート調査・ヒアリング調査 —(平成30年1月以降)—を実施、2018年8月に報告書を公表 ・「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」において、アンケート調査・ヒアリング調査を実施、2018年3月にアンケート調査の報告書を公表 ・「健康と生活に関する社会実験」を2018平成30年1月から実施、2018年7月に実験に参加するモニターの特徴を把握するアンケート調査の報告書を公表 (ニ) シェアリングエコノミーに関して、2018年11月にアンケート調査、2019年2月にモニター消費者を集めた実証実験を実施（予定）							
④審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】							
	消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】							
	消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】 消費者の意見を代表する委員の選任実績について把握するとともに、消費者関係の有識者の任用を促進【消費者庁】							
(K P I の現状) ※2018年度（2018年11月1日時点） 世論調査（2015平成27年9月）で消費者代表者の考えを調査した。また、消費者政策担当課長会議（2018平成29年10月）において、関係省庁等へ消費者関係の有識者の任用を促し、選任状況を別表2（〇223頁）のとおり取りまとめた。 消費者問題に関連する国の審議会等における委員のうち、消費者の意見が代表する委員が選任されている会議の割合は、〇12.4%であった。（2017平成28年度：12.410.7%）								
消費者の意見を代表する者の選任人数及び消費者の意見が代表する委員が選任されている会議の割合								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

① 消費者政策の実施の状況の報告

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、2014年度の実施状況については2015年6月19日に、2015年度の実施状況については2016年5月24日に、2016年度の実施状況については2017年6月9日に、2017年度の実施状況については2018年6月12日に、それぞれ国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する（消費者白書と合冊）。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

消費者安全法第13条第4項の規定に基づき、2014年度の通知については2015年6月19日に、2015年度の通知については2016年5月24日に、2016年度の通知については2017年6月9日に、2017年度の実施状況については2018年6月12日に、それぞれ国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。【消費者庁】

1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。

2) 既存の消費者事故等情報やP I O - — N E T情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。

3) 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。

4) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

<2015年度～2018年度の実績>

2015年、2016年及び2017年とも11月に「消費者意識基本調査」を実施した。また、消費者行政の検証・評価の数値指標の一環として、「消費者意識基本調査」結果及びP I O - — N E T情報等を活用

し、2015年から2017年において単年ごとの「消費者被害・トラブル額の推計」を実施した。さらに、2017年2月から3月にかけて、個別テーマについての「消費生活に関する意識調査（インターネット調査）」を実施した。

消費者行政新未来創造オフィスにおいて、2017年9月から、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、2018年8月に報告書を取りまとめた。また、~~同~~2017年10月から、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」のアンケート調査を開始し、2018年3月に報告書を取りまとめた。~~また、さらに、~~2018年1月から、行動経済学等を利用した消費行動等の分析・研究として、「健康と生活に関する社会実験」を実施し、2018年7月に実験に参加するモニターの特徴を把握するアンケート調査の報告書を取りまとめた。~~ている。~~

このほか、2018年度には、シェアリングエコノミーに関して、利用実態に関するアンケート調査及びモニター消費者を集めた実証実験を実施している。【P】【消費者庁】

④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任

今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。

消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証するとともに、任用の促進に努める。【消費者庁】

消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する委員の選任に努める。【関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

2016年6月に、消費者団体基本調査結果について、調査票提出が遅れた団体分の追加も含めて取りまとめを行い、「消費者団体名簿」として消費者庁ウェブサイトに掲載した。また、消費者の意見を代表する委員の選任状況の把握のため、2015年9月の内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」の結果を踏まえてまとめた消費者の意見を代表する審議会等の委員についての考え方を整理した。

2017年度は、関係省庁等に対して、消費者の意見を代表する委員の任用を促すとともに、選任状況の調査を実施し、結果を別表2（○224頁）のとおり取りまとめた。【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
①消費者教育の総合的・体系的・効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】						環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】			消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
	(K P I の現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（2017年2月～3月実施）。 消費者市民社会という言葉を知っていた」と回答した者：33.2%									
②地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】						消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の調査、支援・促進【消費者庁、関係省庁等】 消費者教育推進計画の内容及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】			(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 研修実施状況
	地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】									
(2) 消費者教育の推進	(K P I の現状) ※2018平成29年度（2018年9月末時点）（ハ）については2017年度） (イ) 消費者教育推進計画の策定：47都道府県、18指定都市（2017平成28年度：447都道府県） 消費者教育推進地域協議会の設置：467都道府県、18指定都市（2017平成28年度：456都道府県） (ロ) 2017年度に、都道府県、政令市指定都市及び中核市における計画・協議会の調査を実施。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での検討活用を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：18回（参加者数：766人）（2016年度：18回（参加者数：610人））									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
② 消費者教育の推進	・消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 ・必要に応じた基本方針の変更 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更の検討	消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更	基本方針（2018年3月20日に変更）の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	基本方針の中間的見直し	次期基本方針の検討			基本方針の検討・変更の状況（消費者教育推進会議における議論の回数）
④ 消費者教育に使用される教材等の整備									(イ) ポータルサイトのアクセス数 (ロ) 教材等掲載数 (ハ) 消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会により評価された教材数 教材等の情報提供の在り方に関する検討状況 (二) 高校生向け消費者教育教材の配布提供数

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I
							2020年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進	④消費者教育に使用される教材等の整備	(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) アクセス数：集計中40,614,115件 (2017平成28年度：10,614,1157,001,798件) (ロ) 教材等掲載数：集計中1,626件 (2017平成28年度：1,6261,609件) (ハ) 評価された教材数：31件 (平成28年度：13件) 「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討（1回開催）。 (二) 高校生向け消費者教育教材の配布提供数：学校・地方公共団体・事業者などに「社会への扉」を約32万部提供 (2017年度：約3万部)							
	⑤教育行政（学校・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基礎的な情報整備と体制作り）	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査 【文部科学省】 25年度調査 普及・啓発 28年度調査 企画・設計 調査実施 集計・現状課題等の分析 ・報告書作成 普及・啓発 31年度調査 企画・設計 調査実施 集計・現状課題等の分析 ・報告書作成 調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的実践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】 地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育推進のための人材開発、消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】 独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーナーディスプレイの育成・配置に向けた取組を支援【消費者庁】 地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】 (イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) イメージマップ活用度調査 (ハ) 国民生活センタ－での研修実績 (二) 消費者教育コーナーディスプレイの配置・学校との連携状況 (目標：2020年度に全ての都道府県で配置)							
		(K P I の現状) ※2017年度 (イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：46都道府県 (2016年度：45都道府県) (ロ) 会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：18回 (参加者数：766人) (2016年度：18回 (参加者数：610人)) (二) ※2018年4月1日時点 コーディネーター配置状況：19都道府県90市区町村等 (2017年4月1日時点：16都道府県82市区町村等)							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I					
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度						
(2) 消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等）【文部科学省】 大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】 ・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供 【消費者庁、文部科学省】 若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ 消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進						新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者数				
	⑥学校における消費者教育の推進 副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 作成した教材の効果的な活用（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討） 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成 教材を使用した授業の実施（試行） 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施 消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成 <td colspan="3">(ハ) 担当省庁による支援の状況</td> <td colspan="3">(ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加</td> <td colspan="3">(ホ) 教材の配布・活用状況（目標：2020年度に全ての都道府県の全高学校等で授業を実施）</td>						(ハ) 担当省庁による支援の状況			(ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加			(ホ) 教材の配布・活用状況（目標：2020年度に全ての都道府県の全高学校等で授業を実施）	

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進			大学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会を活用等を推進【消費者庁、文部科学省】	消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】					(ハ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 ――消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況(目標：平成32年度に全ての都道府県で配置)――
⑥学校における消費者教育の推進			大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】	大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】					(K P I の現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (平成282017年度実績) 小学校：69111人 (平成272016年度：44169人)、中学校：74108人 (平成272016年度：13771人)、高等学校：開催せず55人 (平成272016年度：40855人) (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：59.0% (平成272015年度) (平成262014年度：56.2%) (ハ) ※2017平成29年度(平成29年12月1日時点)―― ・関係団体と連携した大学での授業の実施：1140大学 (2017平成28年度：8-10大学) (金融庁) ・e-ネットキョラバンとして、2,309件の講座を開催。 (2016平成28年度：1,775件) (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：97.999.4% (平成282018年度) (平成272017年度：98.797.9%) (ホ) ※2018平成29年度 徳島県内の全ての各地の高校等において「社会への雇」等を活用した実践的な消費者教育の授業等を実施 (全○校、約○人を対象) (2017年度：徳島県内の全高校等において実施 (全56校、約6,900人を対象)) (ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座2回実施 (参加者：106人) ――※平成29年4月1日時点 ――コーディネーター配置状況：16都道府県82市区町村等(平成28年4月1日時点：14都道府県97市区町村等)――

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】 消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】								
	地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネート者の育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】 地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】								
	教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】								
	⑦地域における消費者教育の推進 関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】								
	消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】 消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】 消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】 普及啓発の実施【消費者庁】 大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】 大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】								
(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ニ) コーディネーター育成状況（目標：2020年度に全ての都道府県で配置） (ホ) 消費生活サポーター数 (ヘ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 （目標：2013年度調査結果39.9%からの増加） (ト) 担当省庁による支援の状況 (チ) パンフレットの配布・活用状況									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I
						2020年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進	⑦地域における消費者教育の推進	(K P I の現状)						
		(イ) ※2018平成29年度 (2018年9月末時点) 消費者教育推進計画策定数：47都道府県、18指定都市 (2016平成28年度：474都道府県) 消費者教育推進地域協議会設置数：476都道府県、18指定都市 (2016平成28年度：465都道府県)						
		(ロ) 2017年度に、都道府県、政令市指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用検討を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。						
		(ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (2017平成28年度実績) 小学校：11169人 (2016平成27年度：69441人)、中学校：10874人 (2016平成27年度：71437人)、高等学校：開催せず55人 (2016平成27年度：55408人)						
⑧家庭における消費者教育の推進	⑧家庭における消費者教育の推進	(ニ) ※2018平成29年4月1日時点 コーディネーター配置状況：1946都道府県9082市区町村等 (2017平成28年4月1日時点：1644都道府県8297市区町村等)						
		(ホ) ※2018平成29年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：27都道府県141市区町村等集計中 (2017平成28年4月1日時点：30都道府県117127市区町村等)						
		(ヘ) 平成282017年度版：31.6%						
		(ト) ※平成292018年度 (2018年12月末時点) ・地域で開催される講座等への講師派遣：946回 (2016年度：744回) (金融庁) ・消費者セミナー：6492回 (2017年度：9277回)、独占禁止法教室：187244回 (2017年度：214496回)、 一日公正取引委員会：68回 (2017年度：8回) (公正取引委員会) ・各地の消費者教育講座への講師 (職員) 派遣：〇44回 (2017平成27年度：2145回) (消費者庁) ・e-ネットキヨラバンとして、2,309件の講座を開催。 (2016年度：1,775件) (総務省) (チ) 消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。						
⑨事業者・事業者団体による消費者教育の推進	事業者・事業者団体による消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】						
		消費者教育推進計画の内容及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】						
		消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を実施【消費者庁】						
		(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年9月末時点) 消費者教育ポータルサイト掲載教材の活用数：集計中 (2017平成28年度：23858件)						
⑨事業者・事業者団体による消費者教育の推進	事業者・事業者団体による消費者教育の推進	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】						
		事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】						
		(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018年9月末時点) 消費者教育ポータルサイト掲載数：集計中 (2017平成28年度：49919件)						
		事業者によるポータルサイトの掲載数						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
	2020年度	2021年度	2022年度						
(2) 消費者教育の推進	エシカル消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】	消費者月間を活用した啓発【消費者庁】				(イ) 研究会の開催状況 (イロ) 認知度の測定 (2019年度までに30%を目標) (ロ) 普及方策の実施状況
		エシカル消費の普及啓発（若年層に取り入れやすい文化・雰囲気の醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）等）【消費者庁】							
⑩ エシカル消費の普及啓発			地方公共団体、消費者、事業者、行政による推進組織（プラットフォーム）の構築を推進						
			学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け（商品・サービスへの反映や事業者間の連携）、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】						
(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) 倫理的消費調査研究会の取りまとめを平成29年4月に公表。 (イロ) 認知度：6.0%（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（2016平成28年12月）） (ロ) エシカル・ラボを3回開催（秋田県、山口県及び京都府鳥取県米子市及び徳島県徳島市）（2017平成28年度：1-2回）。 エシカル消費の普及・啓発のために作成したリーフレットを配布・提供作成。 エシカル消費に関する先進的な取組を行っている団体等と連携した普及・啓発の実施（イベント出展・登壇など）へのヒアリング等の実施。									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進	⑪ 金融経済教育の推進	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】									(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況
											(ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(K P I の現状) ※2018平成29年度 ((ロ) については2017年度)									
		(イ)									
		・シンポジウムの開催： 6-5回 (2017平成28年度：4-5回)									
		・関係団体と連携した大学での授業の実施：1140大学 (2017平成28年度：8-10大学) (金融庁)									
		(ロ) 講座等への講師派遣：1,251回 (2016年度：1,048回)									
	⑫ 法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組 (法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等) の実施【法務省】									法教育推進協議会の開催状況
		(K P I の現状) ※平成292018年度									
		法教育推進協議会 (教材作成部会等を含む。) の開催実績：405回 (平成282017年度：8-10回)									
	⑬ 各種リサイクル法等の普及啓発	見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】									各種リサイクル法に関する認知度の向上
		実施内容の見直しによる更なる改善									
		(K P I の現状)									
		・中長期的な普及啓発戦略の策定に向けた検討を実施中。(環境省)									
		・「資源循環ハンドブック20172018」を4,500部作成し、関係機関等に配布 (2017平成28年度：「資源循環ハンドブック20162017」を4,500部作成し、関係機関等に配布)。(経済産業省)									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 消費者教育の推進	⑭食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進	・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】								(イ) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 2019年度 80.0%以上 (2017平成27年度71.8年 度 76.4%) (ロ) 食品ロス発生量の抑制
		・食品ロス発生量推計の継続的实施【農林水産省、環境省】 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】								
		食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査（毎年度）【消費者庁】								
		食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供（随時情報の拡充を行う） 【環境省、消費者庁】								
		食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】					食品ロス削減国民運動での活用			
		食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進 【農林水産省、経済産業省、消費者庁】								
食べられる分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】										
外食産業の食品ロス削減手法の共有化 【農林水産省】										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進	・賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などを有効活用する活動（フードバンク活動）への支援【農林水産省、関係省庁】 ・地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進【消費者庁、関係省庁】 地方公共団体に対し、有効活用 の検討を依頼【消費者庁、関係 省庁】 ・学校給食に関する取組など、地方公共団体自治体の優良事例等の全国への情報提供（情報提供事項等につ いては随時見直しを行う）【環境省】 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に有用なツールの提供や、先進事例等についての情報提供 【環境省、消費者庁】 学校における取組の全国への情報提供 【文部科学省】 消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随 時見直し）【消費者庁、関係省庁】 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議 会との連携【消費者庁、農林水産省、環境 省】 「消費者行政新未来創造オフィス」における モデル事業の実施【消費者庁】								
	(K P I の現状) ※2018平成29年度 (イ) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合：71.8% (2017年度)（「食品ロス」問題を知っていて、 かつ、「食品ロス」を軽減するために何らかの取組を行っている」と回答した者の割合。）（消費者庁） (ロ) 食品関連事業者による商慣習見直しに向けた取組等を推進（農林水産省） (参考) 家庭系食品ロス発生量：2015年度 289万トン (2014年度 282万トン)（環境省） 事業系食品ロス発生量：2015年度 357万トン (2014年度 339万トン)（農林水産省）								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】								
	第2次計画		第3次計画		第4次計画				
			※第3次食育推進基本計画の計画期間は2016年度から2020年度まで。		※2021年度から第4次計画を予定				
			学校における食育を推進するための教材等の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】		学校における食育の推進【文部科学省】				
			分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】						
	食や農林水産業への理解を深める取組の推進（農林漁業体験等）【農林水産省】								
	(K P I の現状)								
	(イ) 平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布済み。								
	(ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合：66.1%（食生活及び農林漁業体験に関する調査（平成28年度））								
	(ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合：34.3%（食生活及び農林漁業体験に関する調査（平成28年度））								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

消費生活に関する意識調査（平成29年2月～3月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%）。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会普及WTを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。WTの取りまとめを踏まえ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成など、認知度向上のための取組を検討中である。【消費者庁】

消費者教育推進会議（2017年10月）において、学校における消費者教育の現状について説明した。【文部科学省】

若年者への消費者教育の充実・強化のため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置・開催し、関係省庁が緊密に連携して、若年者への消費者教育の効果的な推進に取り組んでいる。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

② 地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。

【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県及び指定都市・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金（2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金）によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

2018年9月31日現在、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市（2015年度：33都道府県、2016年度：44都道府県、2017年度：47都道府県）で策定、消費者教育推進地域協議会は46都道府県・18指定都市（2015年度：42都道府県、2016年度：45都道府県、2017年度：46都道府県）で設置された。消費者教育推進のための研修については、2018平成29年度（9月末時点）に848回（参加者数：347766人）を国民生活センターにおいて実施した（2015年度：13回、654人参加、2016年度：18回、610人参加、2017年度：18回、766人参加）。【消費者庁】

都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施した。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用検討を予定している。また、消費者教育推進会議の下に分科会を設け、地域における消費者教育の充実方策を検討するため、都道府県等の消費者教育の実施状況についてヒアリングを行うなど、立ち上げに向けた準備を進めているところである。また、47都道府県への実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けにおいても、現状把握に務めている。【消費者庁】

文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」（2015年度：東京、大分、岐阜で開催、2016年度：徳島、石川、栃木で開催、2017年度：国立女性教育会館、千葉、北海道で開催、2018年度：国立女性教育会館、兵庫、神奈川で開催）において、学校や地域における消費者教育の実践事例について報告を行った。【文部科学省】

③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

消費者教育推進会議における検討を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策の状況等に照らして2018年3月20日に変更を行った基本方針に基づき、施策を実施する。その状況を踏まえ、必要に応じて基本方針の変更を検討・実施する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度以降、消費者教育推進会議における議論を1543回実施した（2017年1月末時点）。第2期消費者教育推進会議において、文部科学省における消費者教育の実施状況及び環境教育、食育、法教育、金融経済教育といった関連する他の分野の教育の実施状況について関係省庁、地方公共団体、消費者団体及び事業者団体からヒアリングを行うとともに、基本方針の中間的見直しの検討を行った。第3期推進会議においても、引き続き検討を行い、これを踏まえ、2018年3月20日に変更の閣議決定を行った。

基本方針別紙に掲げた「当面の重点事項」に関する対応方針について、消費者教育推進会議で検討を行い、分科会の立ち上げを決定した（2018年7月9日）。その後、分科会の立ち上げのための準備を行い、新たな課題の解決に向けた議題を選定し、「若年者の消費者教育分科会」を開催（2018年9月20日）した。【消費者庁】

④ 消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業を実施（試行）し、試行の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

2018年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用に係る検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度までに消費者教育ポータルサイトの改修を行い、ライフステージ、重点領域等に応じて教材等を検索できるようにする等、情報の検索機能の向上を図った。また、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会を開催し、2015年度に掲載された13件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。2016年度は、2015年度の評価案を踏まえ改修に向けて検討し、2017年度から着手した改修に向け予算措置を行った。2018年度には、「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討を行った。

2017年度は、消費者教育ポータルサイトに31件の教材等を掲載した（2016年度：13件）。

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討し、これに関連して、2016年度には高校生向け消費者教育教材を作成した。2017年度には、徳島県の全ての高校等で本教材を活用した授業を実施し、取組事例集を作成し、公表した中である。加えて、授業の実施効果に関するアンケート調査の結果について検証を行い、報告書を公表した。また、全国からの活用の申出を受け、配布した。【消費者庁】

成年年齢の引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を発足させた。同会議においては、関係省庁で緊密に連携して取組を推進するため、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定した。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

2018年度には、全都道府県に対し、実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けを実施し、高等学校等における「社会への扉」の活用を促すとともに、授業で活用する場合について、冊子の提供を行った。【消費者庁】

⑤ 教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的 to 実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2018年3月31日現在、消費者教育推進地域協議会は46都道府県（2015年度：42都道府県、2016年度：45都道府県）で設置された。消費者教育推進のための研修については、2017年度に18回（参加者数：766人）にわたり国民生活センターにおいて実施した（2015年度：13回、654人参加、2016年度：18回、610人参加）。【消費者庁】

2015年度に消費者教育推進委員会において検討された調査の方針等を基に、2016年度に「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、2017年度に取りまとめ、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1400252.htm）で公開し、普及啓発を図った。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申を踏まえ小中学校学習指導要領については 2016 年度に改訂し、高等学校学習指導要領については 2017 年度に改訂した（小学校は 2020 年度、中学校は 2021 年度から全面実施、高等学校は 2022 年度入学生から年次進行で実施）。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。【文部科学省】

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（2018年7月12日改定））に基づき、大学等における消費者教育の推進のため、大学等と地元の消費生活センターとの連携を支援する取組を実施する。【消費者庁、~~文部科学省~~】

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を 2018年7月に改訂し、その内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。【文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、その成果を共有する。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省、消費者庁】

「若年者の消費者教育分科会」において検討を行った、教員の指導力向上のための方策について、2018年6月の取りまとめと同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を改定（2018年7月12日）した。アクションプログラムに盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する、教員養成や教員研修における消費者教育の推進について検討を行い、平成30年6月頃を目途に取りまとめる。これを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進する。【消費者庁、文部科学省】

4) 関係省庁の連携による学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、平成30年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。

【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業を実施（試行）

し、試行の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

2018 年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用に係る検討・~~作成~~を行う。【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センター~~や日本学生支援機構~~での研修の機会の活用等を推進する。【消費者庁、~~文部科学省~~】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、~~学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進~~、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】

独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

~~平成29~~2018年度に、消費者教育フェスタを国立女性教育会館、兵庫千葉、神奈川北海道で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、小、中、高等学校の公開授業等文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した（2015年度：東京、大分、岐阜で開催、2016年度：徳島、石川、栃木で開催、2017年度：国立女性教育会館、千葉、北海道で開催）。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、~~以下の~~文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1368878.htm）で公開し、普及・啓発を図った。

~~http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1368878.htm~~2015年度に消費者教育推進委員会において検討された調査の方針等を基に、2016年度に「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、2017年度に取りまとめ、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1400252.htm）で公開し、普及・啓発を図った。

また、2018年度には、専修学校における消費者教育の推進を図るため、専門課程、高等課程を対象として取組状況調査を実施している。

【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、2016年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。これに関連して、2016年度には高校生向け消費者教育教材を作成した。さらに、2017年度は、徳島県の全

ての高校等で本教材を活用した授業を実施し、取組事例集を作成し、公表した。加えて、授業の実施効果に関するアンケート調査の結果について検証を行い、報告書を公表した。~~するなど、その検証を行っている。~~【消費者庁】

成年年齢の引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を発足させた。同会議においては、関係省庁で緊密に連携して取組を推進するため、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定した。また、「若年者の消費者教育分科会」において検討を行った、教員の指導力向上のための方策について、2018年6月の取りまとめと同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、アクションプログラムを改定し、教員養成課程や教員研修等に関して関係省庁が連携して推進すべき取組を盛り込んだ。【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】

2018年度には、アクションプログラムに基づき、全都道府県に対し、実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けを実施し、高等学校等における「社会への扉」の活用を促すとともに、授業等で活用する場合について、冊子の提供を行った。【消費者庁】

大学等の学生支援や教務を担当する教職員が集まる会議等において、「社会への扉」の活用を含む消費者教育の推進について説明した（2018年度：23回）。【文部科学省】

金融広報中央委員会等の関係団体と連携し、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した（2015年度：5大学、2016年度：8大学、2017年度：10大学、2018年度：11大学）。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。2017年度は、2,309件（2015年度：2,114件、2016年度：1,775件）の講座を実施した。2016年度からは、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。また、2018年度には、座間市における事件の再発防止策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣した。【総務省】

2018平成29年度には、消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施した。

国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を、2018平成29年度（9月末時点）に8回12コース（参加者数：347624人）実施した（2015年度：13回コース、654人参加、2016年度：18回コース、610人参加、2017年度：18回、766人参加）。【消費者庁】

独立行政法人日本学生支援機構における学生支援業務を担当する教職員を対象としたセミナーにおいて、消費者教育に関するテーマを取り上げ、理解促進を図った（2017年度：295人参加、2018年度：301名参加）。【文部科学省】

2018平成29年4月1日時点において、消費者教育コーディネーターは、1946都道府県9082市区町村等で配置されている（2017平成28年4月1日時点：1644都道府県8297市区町村等）。【消費者庁】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実にについて、支援・促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センター等の消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】

独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について現状の課題等の分析結果や特色ある取組等について情報提供を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を 2018年7月に改訂し、その内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。【文部科学省】

<2015年度～2018年度の実績>

2018年9月31日現在、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市（2015年度：33都道府県、2016年度：44都道府県、2017年度：47都道府県）で策定され、消費者教育推進地域協議会は46都道府県（2015年度：42都道府県、2016年度：45都道府県）で設置された。【消費者庁】

都道府県、政令市指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施した。集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用検討を予定している。また、消費者教育推進会議の下に分科会を設け、地域における消費者教育の充実方策を検討するため、都道府県等の消費者教育の実施状況についてヒアリングを行うなど、立ち上げに向けた準備を進めているところである。また、実践的な消費者教育の実施に向けた47都道府県への働き掛けにおいても、現状把握に務めている。【消費者庁】

平成29(2017)年度は、消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を9264回（2015年度：57回、2016年度：77回、2017年度：92回）、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を244187回（2015年度：164回、2016年度：196回、

2017年度：214回）、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を1か所で同時に開催するもの。）を~~8~~6回（2015年度：8回、2016年度：8回、2017年度：8回）開催した（消費者セミナー、独占禁止法教室及び一日公正取引委員会に関する2018年度の数字は全て2018年12月末時点）。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

2017年度は、地域で開催される講座等への講師派遣を946回（2015年度：730回、2016年度：744回）実施した。ガイドブック等を全国の地方公共団体、大学・高校など各種学校、消費生活センターなどに配布したほか、金融リテラシーの向上を目的としたシンポジウムを各財務局と5か所で共催した（2015年度：5か所、2016年度：6か所）。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開するとともに、全国での消費者教育に係る講座等において活用されるよう配布した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。2017年度は、2,309件（2015年度：2,114件、2016年度：1,775件）の講座を実施した。2016年度からは保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。また、2018年度には、座間市における事件の対策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣した。【総務省】

各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣を〇回行った（2015年度：15回、2016年度：11回、2017年度：〇回）。また、消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中である。【消費者庁】

⑧ 家庭における消費者教育の推進

消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。

消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2018平成29年9月末日12月1日現在、ポータルサイトのアクセス数（2018年度中）は、〇7,001,798件、家庭で活用できる自主学習用の教材の活用件数掲載は〇238件、親子向けの講座の掲載件数は〇25件であった。

消費者の自主学習への取組を支援するため、2015年度は、消費者の教材の選択に役立つ情報の評価・掲載案について消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会を開催し、2015年度に掲載された13件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。2016年度は、2015年度の評価案を踏まえ、2017年度の改修に向け予算措置を行った。2017年度からは改修に着手し、2018年度に

は、「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討を行った。【消費者庁】

⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育の推進

事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。

事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。
【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

2018平成29年9月末日12月1日現在、の事業者によるポータルサイトの掲載数は、~~〇499~~件（2015年度末時点：182件、2016年度末時点：199件、2017年度：199件）であった。【消費者庁】

⑩ エシカル消費の普及啓発

（※SDGs関連）

持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費※等に関する調査研究及び普及啓発を実施する。

※地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。具体例として、障害者支援につながる商品、フェアトレード商品、寄付付商品、エコ商品、リサイクル商品、資源保護等の認証がある商品、被災地産品の消費や地産地消などがある。

倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。検討に当たり関係省庁との連携を図る。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、環境省等】

また、エシカル消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費者庁、農林水産省、環境省等】

エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、消費者・事業者・行政による推進組織（プラットフォーム）の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討する。先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組については、「消費者行政新未来創造オフィス」において行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

「倫理的消費調査研究会中間取りまとめ」（2016年6月）及び「倫理的消費調査研究会取りまとめ」を公表（2017年4月）。

2016年度は、倫理的消費調査研究会を4回（2015年度：6回）開催した。

2018~~平成29~~年度は、エシカル・ラボを~~3-2~~回（秋田県、山口県及び京都府鳥取県米子市及び徳島県徳島市）開催した（2015年度：1回（東京都）、2016年度：1回（徳島県）、2017年度：2回（鳥取県及び徳島県））。また、子ども霞が関デーにおいて、身近な商品を素材にエシカル消費について学習する機会を設けるとともに、その際に作成した啓発資料を活用し、他省庁や民間団体との連携による啓発活動（イベント出展など）を実施した。【消費者庁】

2017年度に、エシカル消費の普及・啓発のためのリーフレットについて、各種イベントでの配布、地方公共団体等へのデータの提供等を行ったを作成した。

消費者行政新未来創造オフィスでは、2017年度から、徳島県が立ち上げた地域版プラットフォームとの連携の取組を行うとともに、エシカル消費に関する先進的な取組を行っている団体等へのヒアリング等を実施し、公表について検討中である。

⑪ 金融経済教育の推進

（※SDGs 関連）

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<2015年度～2018年度の実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

~~平成29~~2018年度は、大学生・社会人等を対象に、使い勝手のよいエントリー用の教材を整備する観点から、金融経済教育推進会議において「コアコンテンツ」を策定・公表した【P】。

金融広報中央委員会等の関係団体と連携し、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して1011大学で実施した（2015年度：5大学、2016年度：8大学、2017年度：10大学）。また、金融庁及び財務局において、学校や地域で開催される講座等への講師派遣を1,251回（2017年度）（2015年度：959回、2016年度：1,048回）実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、金融リテラシーの向上を目的としたシンポジウムを各財務局と~~6-5~~か所で共催した（~~平成27年度：5か所、~~2016年度：6か所、2017年度：5か所）。

高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）に基づき、職場を通じて資産形成（つみたてNISA・個人型確定拠出年金（iDeCo）等）を学べる機会を確保するための働き掛けを関係省庁、地方公共団体及び民間企業等に実施した。

主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を金融庁ウェブサイトで公表し、関係団体にも活用を要請した。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を2014年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

⑫ 法教育の推進

法教育の推進に向けた次の1)及び2)の取組を推進する。【法務省】

- 1) 法教育の更なる普及・推進のため、広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。
- 2) 法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を始めとする各種会議を開催し、検討・報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。

<2015年度～2018年度の実績>

平成292018年度は、法教育推進協議会を495回（教材作成部会等を含む。）開催した（2015年度：3回、2016年度：8回、2017年度：10回）。【法務省】

⑬ 各種リサイクル法等の普及啓発

小型家電リサイクル法を始めとした各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、ポスター、パンフレット等の作成や、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。【環境省、経済産業省】

また、2016年度以降は小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働き掛ける。【環境省】

<2015年度～2018年度の実績>

リサイクルの重要性を教育現場から伝えるために、小学校授業で活用できる「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」を作成し、各校で実施を推奨するとともに、社会科や家庭科の各全国教育研究会長を委員としたリサイクルに関する教育検討会を開催し、更なる展開を図っている。併せて、多くの国民の認知度向上のために、メディアを活用した広報普及を展開した。また、2017年4月から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力し、各地で開催するイベント等を通じて小型家電リサイクル制度の普及啓発を行っている。【環境省】

「資源循環ハンドブック2016」、「資源循環ハンドブック2017」、「資源循環ハンドブック2018」を各4,500部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行っている。【経済産業省】

⑭ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

（※SDGs関連）

食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する（関係省庁等連絡会議は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が参加。共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。）。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】

- 1) 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。【農林水産省、環境省】また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省、消費者庁】
- 2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。【消費者庁】
- 3) 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトを開設する。【環境省、消費者庁】
- 4-3) 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報提供を行う。【環境省】
- 5-4) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農林水産省、経済産業省、消費者庁】
- 6-5) 飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農林水産省、消費者庁、関係省庁】
- 7-6) 外食事業者の食品ロス削減手法の共有化を行う。【農林水産省】
- 8-7) 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等は無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援を行う。【農林水産省、関係省庁】
- 9-8) 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。【消費者庁、関係省庁】
- 10-9) 食品ロス削減に関する地方公共団体の先進優良事例等について、ほかの地方公共団体の参考になるように取りまとめた上での全国への情報提供を行う。【環境省】
- 11-10) 学校における特色のある取組事例の全国への情報提供を行う。【文部科学省】
- 12-11) ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直す。）。【消費者庁、関係省庁】
- 13-12) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。【消費者庁、農林水産省、環境省】
- 14-13) 徳島県内のモニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組について、
「消費者行政新未来創造オフィス」において実施した証を行い、その実証事業の結果を踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、た食品ロス削減の取組を全国に展開を図る。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

我が国全体での食品ロス発生量の精緻な推計を行い、2018年4月に646万トン（2015年度）との数値を公表した。（2014年度：621万トン）【農林水産省・環境省】

消費者等が行う3R行動による環境負荷の低減効果を便宜的に数値化する「3R行動見える化ツール」※に、新たに食品廃棄物削減に関する項目を追加し2015年11月に公表した。

※3Rを推進する行動の行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計算用ツール

また、学校給食からの食品ロスの削減・食品リサイクルのモデルとなる取組を行う市町村を支援するため、2015年度から「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施。加えて、2016年10月に全国で食べきり運動等を推進する地方公共団体自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の設立支援を行った。【環境省】

2017年11月には、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、忘新年会シーズンに、外食時の食べきを推進する全国共同キャンペーンについてプレスリリースを行い、「宴会五箇条」や「30・10運動」等の普及を行った。【消費者庁、農林水産省、環境省】

食品関連事業者を始めとする関係者にロゴマーク「ろすのん」の普及を実施した。（2018~~平成29~~年11月末時点の利用者数は382319件。）また、2016年度は、食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた取組について、その効果やポイント等を整理し、他の事業者による食品ロス削減を促すための取組を支援した（研修会を全国4か所で開催。）。さらに、2017～2018~~平成29~~年度は、納品期限を緩和する取扱品目や取組企業の拡大のための実証実験や、賞味期限の年月表示化等の取組を推進した。併せて、2017年5月に、卸売業者と小売業者の業界団体へ、「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて」を発出した。【農林水産省、経済産業省】

食品ロス削減の意義を理解し、実際に行動に移してもらえよう、消費者に対する効果的な訴求方法を検証するため、2017年度に、大手流通業者と連携して、店頭における消費者への啓発資材設置による購買行動への影響等について調査を実施した。この結果を踏まえ、2018年10月には、全国各地の食品小売店舗等において、ポスター等による啓発活動を実施した。【農林水産省】

一部の地方公共団体においては、飲食店等における食品ロス削減に向けて、食べきり運動や、自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りの呼び掛けが広がっており、消費者、飲食店従業員に対して、店頭における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を、2017年5月に公表した。【消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省】

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携して、2018年11月に「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」を作成・公表し、外食産業における食品ロス削減に向けたノウハウの共有を図った。【農林水産省】

食品関連事業者等からの信頼性向上を通じたフードバンク活動における食品の取扱いを促進するため、「フードバンク活動における食品の取扱いに関する手引き」を2016~~平成28~~年11月に作成・公表、2018年9月に改正するとともに、2016年度から食品関連事業者とフードバンク活動団体等を対象とした情報交換会を全国8か所で開催した。また、~~平成29年度は、フードバンク衛生管理講習会及びフードバンク活用促進セミナーを、平成29年11月から平成30年1月にかけて、全国6か所で開催した。さらに、~~フードバンク活動団体に対する取組を支援した。【農林水産省】

~~一部の地方公共団体においては、飲食店等における食品ロス削減に向けて、食べきり運動や、自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りの呼び掛けが広がっているため、消費者、飲食店に対して、飲~~

~~食店頭における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を、平成29年5月に公表した。~~

~~【消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省】~~

2016年10月に政府広報を利用して、「食品ロスの削減」がテーマとなったBSテレビ番組、テレビスポット、ラジオ番組、音声広報CD、モバイル携帯端末サイト広告及び政府広報オンライン上の「お役立ち記事」、「おおすすめ動画」を制作し、様々な媒体により幅広い対象に向けた周知啓発を行った（消費者庁、農林水産省、環境省共同制作）。また、同月には、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者を対象とした「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」（消費者庁、農林水産省及び環境省主催、文部科学省後援）を東京都千代田区で開催した。

2017年6月、北九州市において、食品ロスの削減をテーマに車座ふるさとトークを実施した。また、農林水産省、大分県及び第13回食育推進全国大会実行委員会岡山市主催の「食育推進全国大会inおおいたおかやま」で消費者庁ブースを活用して来場者へチラシ配布を行った。~~また、北九州市において、食品ロスの削減をテーマに車座ふるさとトークを実施した。~~2018平成28年7月、徳島県のモニター家庭を対象に削減取組の指導、実践の支援等を行い、その効果を検証することを目的に実施した事業の結果を公表した。2018年8月、食品の選択・消費に関して、栄養成分表示を使って肥満とやせを防ぐことや、もったいないを意識して食品ロスを減らすこと、実践の際に注意すべき食品安全のポイントについて「健康と環境に配慮した適量のすすめ」として取りまとめ、公表した。2018年9月に「第7回食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を開催（~~平成27~~2017年は9月に第64回を開催。）し、各府省庁の食品ロス削減に関する取組状況及び今後の普及啓発方策の情報共有を行った。

そのほか、啓発パンフレットを作成し、消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体や消費者団体等へ配布するとともに、消費者庁ウェブサイトにおいて、民間団体や学生等の取組事例や、地方公共団体等で開催する食品ロス削減に関連するイベントや講習会等の紹介を、年間を通して行っている。【消費者庁】

2018年10月に、様々な主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備すべく、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを公表した。また、普及啓発の一環として、消費者が日々の生活から発生している食品ロスの量を、日記形式で記録するための「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」を作成した。さらに、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が取りまとめた「食品ロス削減のための施策バンク」の中から、7つの先進事例を選定し、その他の地方公共団体が類似の取組を行う際の参考となるマニュアルを作成した。【環境省】

2017年10月30日、31日に、長野県松本市において、事業者や消費者を含めた食品ロス削減に関わる様々な関係者が一堂に会し、新たな連携を築き、フードチェーン全体で食品ロスを削減していくことの必要性を日本全国に発信することを目的に、「第1回食品ロス削減全国大会」（松本市・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、環境省、農林水産省、消費者庁共催）を開催した。また、2018年10月30日には、京都府京都市において「第2回食品ロス削減全国大会」（京都市・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、環境省、農林水産省、消費者庁共催）を開催した。【環境省、農林水産省、消費者庁】

全国の地方公共団体に、備蓄食料の有効活用について検討するよう通知で依頼した（2018年1月）。【消費者庁、関係省庁】

2016年度から「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」（委託事業）において、学校給食における食品ロスの削減に資するためのモデル事業を実施するとともに、ウェブサイトや各種会議等において、普及を図った。【文部科学省】

⑮ 食育の推進

（※SDGs関連）

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。

また、食育推進会議が2016年3月18日に作成した、2016年度から2020年度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

学校における食育を推進するための教材等を作成・配付することで、栄養、食習慣などについての指導を充実させる。【文部科学省】

分かりやすく、実行性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。【農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

食育推進会議が2016年3月18日に作成した第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進した。【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

2016年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布した。【文部科学省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
①消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】								
	地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】								
	地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施【消費者庁】								
地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	②消費者志向経営の推進に向けた方策の実施・情報提供、消費者団体と事業者団体の連携促進等	消費者志向経営を促進する方策の検討 【消費者庁、経済産業省】	消費者志向経営を促進する施策の実施 【消費者庁、経済産業省】 ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の促進 ・セミナーやシンポジウム、研修等による消費者志向経営の普及・啓発など						(イ) 消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウム、研修の実施状況 (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
				進捗状況を踏まえた推進の在り方を見直し					
				優良事例の表彰【消費者庁】					
				事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供【消費者庁、経済産業省】					
		豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討 【経済産業省】	豊かな消費経済の構築に係る具体的施策の立案・実施【経済産業省】						
(K P I の現状) ※2018平成29年度	(イ)	消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】	「消費者行政新未来創造オフィス」における、地方の事業者への普及・啓発【消費者庁】						(イ) 消費者志向経営の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等） (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
(K P I の現状) ※2018平成29年度	(イ)	消費者志向経営推進セミナーシンポジウム (2018平成29年11月、12月) ・国民生活センター主催の企業職員研修における、消費者志向経営の推進に関する講義の実施 (平成30年1月、3月) ・消費者志向経営トップセミナー (2019平成30年2月) ・とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム (平成29年10月) (消費者庁)							(イ) 消費者志向経営の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等） (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
(K P I の現状) ※2018平成29年度	(イ)	リーフレット等の作成・配布数 : 23●種類 (2017平成28年度 : 2223種類) ・説明会・意見交換会の開催回数 : 66●回 (2017平成28年度 : 3666回) ・講演依頼への対応回数 : 252●回 (2017平成28年度 : 155252回) (消費者庁)							(イ) 消費者志向経営の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等） (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
(K P I の現状) ※2018平成29年度	(イ)	2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う研究会を立ち上げ、報告書を2017年3月に取りまとめた。(経済産業省)							(イ) 消費者志向経営の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等） (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）

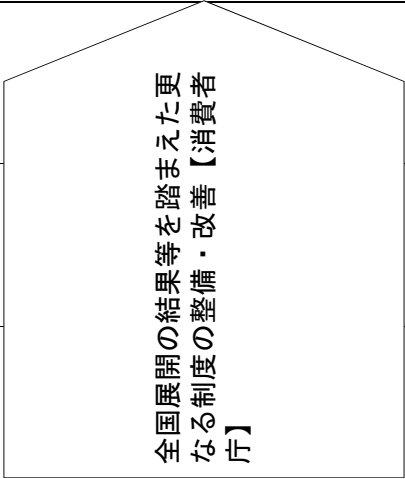
4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	③公益通報者保護制度の推進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】	制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等（通報者保護の要件・効果等に係る精緻な法的検討等）【消費者庁】	＜検討会の提言等を踏まえた取組の推進＞			公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等による見直し後の制度の周知・啓発）【消費者庁】		(イ) 法の認知度 ・大企業労働者 2020年度 :60% ・中小企業労働者 2020年度 :50%
							(ロ) 通報窓口の整備 ・中小企業 2020年度 :50% ・市区町村 2020年度 :70%		
									(ニ) 認証取得事業者数（2021年3月末） 平成32年度 :300社

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3)消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進 ③公益通報者保護制度の推進			(3) 消費者行政新未来創造オフィスでの取組 事業者団体等の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進及びその効果を検証等した上での全国展開 【消費者庁】 徳島県内市町村における通報窓口整備率100%達成【消費者庁】	通報制度の円滑な運用とその評価・改善、県内市町村共通の窓口の整備及びこれらの効果を検証等した上での全国展開 【消費者庁】					
			(K P I の現状) ※2016年度（「(ロ) 市区町村」のみ2017年度） (イ) 法の認知度 大企業労働者：46%、中小企業労働者：43%（大企業労働者9ポイント増、中小企業労働者14ポイント増（いずれも前回調査（2012年度）比）） (ロ) 通報窓口の整備状況（設置率） 中小企業：40%（前回調査（2012年度）比横ばい）、市区町村：55.2%（2016平成27年度比3ポイント増横ばい） (ハ) ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者）：40%（2012年度比10ポイント増）						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

① 消費者団体等との連携及び支援等

消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。

また、地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。

さらには、高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する（地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施（平成 27 年度）、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施（2016 年度以降））。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

平成292018年度は、在京の消費者団体の12団体と意見交換を1-3回実施した（2015年度：4回、2016年度：5回、2017年度：3回）。また、地方の消費者団体と連携し地方消費者フォーラムを8回開催した。【消費者庁】

② 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等

(※SDGs関連)

消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。

1) 消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等

事業者団体、消費者団体及び消費者庁を始めとする行政機関によって構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）を設け、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。平成302019年度における活動の重点課題は、「事業者の消費者志向の取組の整理・分析及びそれを踏まえた消費者志向自主宣言・フォローアップ活動参加事業者の更なる拡大」とする。

具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化することとやしたり、平成30年度から優良事例の表彰を実施することを通じたりすることで、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。なお、推進活動は、5年間の実施期間を設けて活動し、進捗状況を踏まえてその後の推進の在り方について見直しを行うこととしており、2019 年度は、事業者の消費者志向の取組を整理・分析し、今後の更なる推進に向けた検討を行う。

2) 経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催

経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。

3) 事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催

事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務に活かすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。【消費者庁、経済産業省】

事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施する。【消費者庁、経済産業省】

先進的消費者を始めとした消費者による豊かな消費を促すため、消費に関する様々な制約が解消されるとともに、消費者が真に求める商品やサービスが事業者や事業者団体から提供されるといった豊かな消費経済の構築に向けて、そのための方策について検討を行う。【経済産業省】

消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。【消費者庁】

「消費者行政新未来創造オフィス」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績>

「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、消費者志向経営の意義、推進方策について議論し、取りまとめを行った（検討会2回、WG3回）。2016年10月には、消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムを開催し、消費者庁を中心とする行政機関、事業者団体、消費者団体で構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）を設けるとともに、推進活動の一つである「消費者志向経営自主宣言・フォローアップ活動」を開始した（2018平成29年度末までに●78事業者が自主宣言を公表している。）。2018年8月には、自主宣言事業者等が使用できる消費者志向経営ロゴマークを公表し、11月には、消費者志向経営優良事例表彰を実施した（内閣府特命担当大臣表彰1件、消費者庁長官表彰3件）。また、「消費者行政新未来創造オフィス」においては、2017年10月に「とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム」（徳島県、消費者庁共催）を開催し、事業者団体、消費者団体、徳島県等で構成される「とくしま消費者志向経営推進組織」が設けられた（2018年度末までに徳島県内●事業者が自主宣言を公表している。）。【消費者庁】

2015年度にデータの利活用等を通じた消費者志向経営の推進に資する方策の調査・検討を開始し、ソーシャルメディア活用に関する先進事例報告書を取りまとめ、2016年3月に「ソーシャルメディア活用先進事例報告会」を開催した。2016年度は、学識経験者、有識者、事業者、消費者団体、マスコミなど、幅広い関係者を構成員とし、2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う「消費インテリジェンス研究会」を2016年12月から2017年3月までに5回開催し、2017年3月に報告書を取りまとめた。【経済産業省】

③ 公益通報者保護制度の推進

（※SDGs関連）

公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、民間事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス（法令遵守等）に係る取組の強化を図る。

また、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書~~及び同報告書に対する意見並びに「民間事業者における内部通報制度の実態調査」及び「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」の結果~~等を踏まえ、民間事業者及び行政機関の更なる取組を促進し、もって法令遵守及び国民生活の安全・安心を確保するため、改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底~~を行うと~~と~~共に~~、インセンティブの導入（内部通報制度に係る認証制度の導入・普及、公共調達での評価、認証取得の促進支援等）及び内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組等を行う。加えて、一元的窓口の創設を視野に体制の整備及び必要な取組を行う。~~ガイドラインに明記された役割を含む公益通報者保護制度に関する消費者庁の司令塔的機能の積極的な発揮に向けた必要な体制を整備する。~~さらに、公益通報者保護法について、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策~~に~~関して 2018 年 12 月に消費者委員会が行った答申を受け、関係者からの意見募集など法改正も視野に更なる検討を行う。~~を検討するため、平成 30 年 1 月、消費者委員会に対して諮問が行われたところであり、今後、消費者委員会における審議を踏まえた上で、制度の実効性の向上に向けた更なる取組を行う。~~

なお、地方公共団体及び地方の事業者における公益通報者保護制度の推進を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、先進的な取組（事業者団体等の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進支援、徳島県内の各市町村に整備した通報制度の実効性向上円滑な運用とその評価・改善、県内市町村共通の窓口の整備等）を実施し、その効果を検証・分析した上で、これを踏まえた全国展開を図っていく。【消費者庁】

<2015年度～2018年度の実績> （※2018年11月1日時点）

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を2015年6月から2016年12月までに計14回開催（~~この間、同検討会の下に設置されたワーキング・グループはにおいて、11回開催にわたり法改正に係る各論点について専門的観点から検討し、~~2016年11月に報告書を公表。）し、2016年12月に最終報告書を公表した。同報告書を踏まえ、民間事業者向けガイドライン及び国の行政機関向けガイドラインの改正を実施したほか、地方公共団体向けガイドラインを新たに策定した。

また、消費者庁主催の公益通報者保護制度に関する説明会及び改正した民間事業者向けガイドラインに関する説明会を全国で開催した（行政機関向け説明会：2015年度10回、2016年度9回、2017年度3回、2018年度4回、民間事業者向け説明会：2016年度2回、2017年度5回、2018年度3回）ほか、行政機関、経済団体や中小企業団体等の求めに応じて関係各団体向けに各種説明会を実施した。

なお、消費者行政新未来創造オフィスの実績としては、次のようなものがある。

① 徳島県内の地方公共団体（徳島県及び県内24市町村）で通報受付窓口（内部・外部）の整備が完了し、設置率100%を達成。

② 徳島県内の地方公共団体に共通の通報受付窓口（外部）を整備。

- ③ 徳島県が職員向けに独自の eラーニング教材を作成・実施。
- ④ 事業者団体(徳島県医師会、徳島県経営者協会、徳島県土地改良事業団体連合会)内に共通の通報受付窓口を整備・運用(交付金事業)。
- ⑤ 徳島県が民間事業者向け通報対応マニュアルを作成・公表(交付金事業)。 【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
①競争政策の強力な実施のための各種対応	価格カルテル・入札談合等への厳正な対応と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】									
	(K P I の現状) ※平成292018年度上半期延べ4429名の事業者等に対して435件の排除措置命令を実施したほか、延べ3210名の事業者に対して課徴金納付命令を(平成282017年度：延べ5141名の事業者等に対して413件の排除措置命令、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令(平成282017年度：延べ5141名の事業者等に対して413件の排除措置命令、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令)を行った。独占禁止法第63条第1項及び同条第2項に基づく罰金調整後)。また、306143件の企業結合審査を実施(平成282017年度：319306件の企業結合審査を実施)。									
②公共料金等の決定過程の透明性及び料金適正性の確保	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】									
	電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】									
②公共料金等の決定過程の透明性及び料金適正性の確保	電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		原発再稼働に伴う電気料金引き下げに関するフォローアップ(関西電力・大飯)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】		公共料金等の決定過程における消費者参画の公正性、情報提供の状況	
	都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】									

175

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

① 競争政策の強力な実施のための各種対応

一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化の一層の進展に対応し、独占禁止法の執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、可能な限り早期に、課徴金制度の見直しについて具体的に検討を進め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講じる。さらに、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施する。【公正取引委員会】

<2015年度～2018年度の実績>

公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、2015年度は、延べ39名の事業者等に対して9件の排除措置命令を行ったほか、延べ31名の事業者に対して課徴金納付命令を行った。

また、届出のあった295件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち6件については、報告等の要請を行った（なお、2014年度に報告等の要請を行っていた1件について、2015年5月に、当事会社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

2016年度は、延べ51名の事業者等に対して11件の排除措置命令を行ったほか、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令を行った（2016年12月に行った、独占禁止法第63条第1項及び第同条第2項の規定に基づく罰金調整後）。

また、届出のあった319件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち3件については、報告等の要請を行った（なお、2015年度に報告等の要請を行っていた2件について、2016年12月に、当事会社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

2017年度は、延べ41名の事業者等に対して13件の排除措置命令を行ったほか、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令を行った。

また、届出のあった306件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち1件については、報告等の要請を行った。

2018年度上半期は、延べ29名の事業者等に対して5件の排除措置命令を行ったほか、延べ10名の事業者に対して課徴金納付命令を行った。

また、届出のあった143件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち2件については、報告等の要請を行った（なお、2016年度に報告等の要請を行っていた1件について、2018年8月に、当事会社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

近年、公正取引委員会には、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められており、そのための体制の整備・充実が進められてきている。具体的には、2015年度は、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、任期付職員を採用した。2016年度は、消費者教育のニーズの拡大等への対応のための体制整備のほか、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、民間実務経験を有する職員、法曹資格を有する職員等を採用した。2017年度は、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、実務経験が豊富な弁護士等を任期付職員として採用し

た。2018年度は、企業結合審査部門、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。
また、即戦力を有する職員を確保する観点から、専門的な知識経験を有する任期付職員の任期を更新した。このほか、各年度において、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施した。【公正取引委員会】

② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】

特に、電力及び都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。

また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】

電力託送料金について、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）、効率化の取組状況について、電力・ガス取引監視等委員会において定期的に事後評価を行う。

【消費者庁、経済産業省】

2017年1月から初乗り運賃の引下げを実施した東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃については、物価問題に関する関係閣僚会議での決定事項を踏まえ、運賃組替え後3年以内に、事業者の運送収入の状況や運賃の妥当性、運賃組替えの手続き等について、丁寧な事後検証を実施する。【消費者庁、消費者委員会、国土交通省】

<2015年度～2018年度の実績>

関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に際し、経済産業省との協議を経て、2015年5月15日に物価問題に関する関係閣僚会議を開催し、了承を得た。

~~プライスキップ制度によるNTT東西の基準料金指数の設定について、平成27年6月26日に物価問題に関する関係閣僚会議を持回り開催し、了承を得た。~~

2012年度に値上げを実施した東京電力の電気料金値上げ後の小売電気料金について、事後評価を行い、2016年5月31日に経済産業省へ要請を行った。

電力託送料金の審査等について、2016年5月24日に消費者委員会へ諮問し、同年7月26日に答申がなされた。これを受け、同年7月27日に、経済産業大臣へ意見書を提出し、答申に対して速やかに対応するよう、要請を行った。

2013年度に値上げを実施した関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の電気料金値上げ後の小売電気料金について、事後評価を行い、2017年4月25日に経済産業省へ要請を行った。

2014年度に値上げを実施した中部電力の電気料金値上げ後の小売電気料金について、事後評価を行い、2018年1月31日に経済産業省へ要請を行った。

プライスカップ制度によるN T T東西の基準料金指数の設定について、2018年6月26日に物価問題に関する関係閣僚会議を持ち回り開催し、了承を得た（2015年度においても、同様に物価問題に関する関係閣僚会議を持ち回り開催し、了承を得ている。）。

電気の経過措置料金の解除について、留意すべき事項の検討を行い、2018年12月27日に経済産業省への意見表明を行った。【消費者庁】

消費者委員会において、第21回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会を2015年5月1日に開催し、関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に対する査定方針案について経済産業省からヒアリングを実施した後、消費者委員会から意見表明を行った。また、第12回公共料金等専門調査会を2015年6月11日に開催し、N T T東西プライスカップ制度の基準料金指数の見直しについて、総務省からヒアリングを実施した後、消費者委員会からの意見表明を行った。加えて、2018年6月にも公共料金等専門調査会において、N T T東西プライスカップ制度の基準料金指数の見直しについて有識者、総務省からヒアリングを行い、その結果を踏まえて消費者委員会からの意見表明を行った。

2015年8月及び2016年2月から同年5月までに公共料金等専門調査会を計8回開催し、電力小売全面自由化に伴う消費者への分かりやすい情報提供及び消費者トラブルを防止する観点から、料金プランや比較サイトの状況、消費者相談の状況等について、事業者、関係機関、有識者等からヒアリングを行い、5月17日に「電力小売自由化について注視すべき論点」を取りまとめた。

2017年には、同専門調査会を同年1月から5月までに計13回開催し、電力小売全面自由化から1年が経過したことに伴うフォローアップを行い、今後追加的に注視すべき論点を整理した。併せて、同年4月に実施された都市ガス小売全面自由化についても、有識者、消費者団体、事業者や行政機関等から行ったヒアリングの結果等を踏まえ、注視すべき論点を整理した。

2018年には、同専門調査会を同年2月から5月までに計7回開催し、電力小売全面自由化及び都市ガス小売全面自由化についてフォローアップを行い、今後重点的に注視すべき論点を整理した。

また、2017年8月に関西電力による高浜原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金引下げについて、平成29年2018年7-8月に関西電力による大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金引下げについて公共料金等専門調査会を開催し、消費者委員会からの意見表明を行った。

電力の経過措置料金の解除に関し、公共料金等専門調査会において消費者利益の擁護の観点から重要な論点について2018年10月に検討を開始し、同年12月に消費者委員会からの意見表明を行った。

電力の託送料金に関しては、消費者利益の擁護・増進の観点から、問題の所在及び改善方法について調査審議するため、公共料金等専門調査会の下に「電力託送料金に関する調査会」を設置し、同調査会を2016年5月から同年7月までに6回開催した後、報告書を取りまとめた。【消費者委員会】

関西電力株式会社から申請があった電気料金値上げ申請（電気供給約款の変更認可申請）について、外部有識者で構成される電気料金審査専門小委員会において専門的かつ中立的・客観的な観点から審査を行うことと並行して、電気事業法に基づく公聴会を開催し、インターネットを通じた「国民の声」の募集も実施した。同小委員会としての査定方針案が取りまとめられて以降、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議において査定方針が了承された。これらを踏まえ、関西電力に申請内容の修正を提出するよう指示し、指示どおり修正された申請を認可した（2015年5月）。

電力及び都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、パブリックコメント手続を実施した上で、都市ガスの経過措置料金に関し指定旧供給区域等の指定を行うとともに、電力・都市ガス小売全面自由

化に関する消費者向けのQ&A集の作成や全国各地域における消費者向けの説明会の実施等、電力・都市ガス小売全面自由化についての周知・広報に取り組んだ。

原価算定期間が終了した東京電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において事後評価を行った（2016年3月から同年4月まで）。また、北海道・関西・東北・四国・九州電力についても事後評価を行った（2017年2月から同年3月まで）。加えて、中部電力についても事後評価を行った（2017年10月から同年11月まで）。~~また、~~

関西電力による高浜原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金引下げについて、~~平成29年7月に~~電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から確認を行った（2017年7月）。~~また、~~関西電力による大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金引下げについても同様に確認を行った（2018年6月）。【経済産業省】

電力会社からの託送供給等約款の認可申請を受けて、電力・ガス取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行った。また、経済産業省が本認可申請に対するパブリックコメント手続を実施した。同委員会が取りまとめた査定方針を踏まえて、経済産業大臣が電力会社に申請内容を修正した申請書を提出するよう指示し、修正された申請を認可した（2015年12月）。消費者委員会「電力託送料金に関する調査会報告書」を参考にしつつ、電力・ガス取引監視等委員会において、託送料金の事後評価を定期的に行う方針を決定し（2017年1月）、当該方針に基づき、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において、2016年度の収支状況等の事後評価を行った（2018年1～3月）。の進め方について議論した（平成29年11月）。2018年度においては、2017年度の収支状況等について議論している（2018年10月～）。また、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について検討を進めている（平成29年11月）。【経済産業省】

2016年11月に公共料金等専門調査会を4回開催し、国土交通省による東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃組替え案について検討した後、消費者委員会からの意見表明を行った。【消費者委員会】

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替えについて、2016年12月20日に物価問題に関する関係閣僚会議を持ち回り開催し、了承を得た。【消費者庁、国土交通省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	①低炭素社会に向けた国民運動の推進	省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「ライフスタイル」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を企業・団体等と連携して推進し、国民運動の賛同数拡大や認知率の向上を図り、国民に具体的な行動喚起を促す施策を実施【環境省】		国民運動賛同の状況や施策の実施状況を踏まえ、低炭素社会作りに向けた地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を更に推進する具体的施策を深化・発展【環境省】						(イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度 (2020年度までに) ・温暖化問題などへの関心度90% ・COOL CHOICE認知度50% ・COOL CHOICE賛同（個人600万人、企業・団体40万団体） (ロ) 具体的な取組の進展 (2030年度までに) ・クールビズ及びウォームビズの実施100% ・省エネ導入割合83.2% ・照度削減率21.3% ・エコドライブの実施（自家用車25%、自家用貨物車35%） ・カーシェアリングの実施0.85%

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
①低炭素社会に向けた国民運動の推進	(K P I の現状) (イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度 ・COOL CHOICE賛同 (個人約515万人、企業・団体約2万団体(2018年3月末時点)) (ロ) 具体的な取組の進展状況※2016年度における地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定) の進捗状況抜粋 ・クールビズ及びウォームビズの実施 (2016年度時点) : (クールビズ (業務) の実施率: 71.34%、クールビズ (家庭) の実施率: 77.2.9%、ウォームビズ (業務) の実施率: 74.62.9%、ウォームビズ (家庭) の実施率: 81.276.3%) (2015年度時点: (クールビズ (業務) の実施率: 72.4%、クールビズ (家庭) の実施率: 72.2%、ウォームビズ (業務) の実施率: 68.4%、ウォームビズ (家庭) の実施率: 77.1%) ・省エネ導入割合 (2015年度) : (省エネ型 (電機除湿器) 購入割合: 68.4% (平成252014年度) : 67.674.6%)、省エネ型 (乾燥機付全自動洗濯機) 購入割合: 74.4% (平成252014年度: 73.477.4%) ・照度削減率 (照度削減率の変化量 (2016年度) : -7.8%、(平成252015年度) : -7.3=5%)) ・エコドライブの実施 (2013年度) : (エコドライブ (乗用車) の実施率: (平成25年度) : 6%、エコドライブ (自家用乗用車) の実施率: (平成25年度) : 9%) ・カーシェアリングの実施 (2016年度) : (カーシェアリングの実施率: 0.66%) (平成252015年度) : 0.530.23%)								
	くウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」による情報提供> 年間を通じて、様々なコンテンツ等の発信により、3 Rの態度変容、行動喚起を促すサイトの運用と適時改善 【環境省】 ※毎年度、3 Rを念頭におきつつも、若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。 「3 R推進月間」を中心に複数月にわたり実施する「選ぼう！3 Rキャンペーン」の実施【環境省】 毎年10月の3 R推進月間における「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施【環境省】 (イ) ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」のユニークユーザー数 (月平均) (ロ) 「選ぼう！3 Rキャンペーン」参加企業数とメーカー数と実施店舗数								
②循環型社会形成に向けた情報提供事業	(K P I の現状) ※2018平成29年度 (2018平成29年11月2日時点) (イ) ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」のユニークユーザー数 (月平均) : 5,058人/月 (平成28年度: 4,216人/月) (イロ) 「選ぼう！3 Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数 (平成282017年度: 24企業5メーカー、およそ1,160500店舗)								
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進									

(5)環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
	③循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	毎年10月の3 R推進月間における「3 R推進全国大会」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」の後援、関係機関の意見を踏まえた改善等【環境省、経済産業省】 ※毎年度、各地の地域特性等を踏まえた実効的なイベントやキャンペーンを検討し、実施する。								
		(K P I の現状) ※2018平成29年度 ・3 R促進ポスターコンクール応募数：5,3618,700件 (2017平成28年度：8,7008,458件) (環境省)								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕		K P I
						2020年度	2021年度	
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	④経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	＜事業者による自主的な取組と多様な主体の連携・協働の促進＞ 「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の普及による、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進、事業者間及び多様な主体間の連携・協働の促進【環境省】 ※毎年度、取組事例の収集等、事業者等に対する調査を行い、その時々課題を踏まえ、施策の見直しを行う。						(イ) 「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数 ※にじゅうまるプロジェクト：生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の達成に向け、事業者を含む様々な主体が目標に貢献する取組を登録する仕組み。 (ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数
		＜「生きものマークガイドブック」を利用した国民理解の促進＞ 事例集及び活用のための手引きの提供を通じた、農林水産業と生物多様性の関係に関する国民理解の促進【農林水産省】						
		「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂【環境省】						

(K P I の現状) ※平成292018年度 (2019年1月末時点)
(イ) 「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数：平成28年度：111308件 (2017年度) (平成272016年度：83111件)
(ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数：9-5回 (2018年度) (平成282017年度：5-9回)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
						2020年度	2021年度	2022年度		
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	⑤有機農産物の生産環境の改善と消費者への啓発	＜消費者理解に向けた施策の展開＞ 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】								消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況
		＜有機農業推進法等＞ 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】								
		＜有機ＪＡＳ制度における表示の適正化及び啓発＞ ウェブサイト、パンフレット等による、有機ＪＡＳ制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】								
		国内での生産実態を踏まえた現行の有機ＪＡＳ規格の見直し（2016年度）と、その施行状況を踏まえた必要な対応の実施【農林水産省】								
		生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】 既に有機ＪＡＳ認定を取得している生産者への提供【農林水産省】 有機ＪＡＳ認定の申請予定者への提供【農林水産省】								
(K P I の現状) ※2018年度（2018年11月1日時点） 1. ①オーガニック・エコ農と食のネットワークを設立（2016年7月）。 ②環境保全型未来につながる持続可能な農業推進コンクールを実施（2018平成28年3月1-2日）。 ③マッチングフェア（2015年9月から201829年1142月まで計7-5回）及び有機農業の啓発を図るセミナー（2015年11月から201829年1142月まで計1845回）を開催。 2. ウェブサイト等を利用した有機ＪＡＳ制度に関する啓発、生産行程管理記録作成のため為のソフトウェアの普及、有機ＪＡＳ規格の見直しを実施。										

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

① 低炭素社会作りに向けた国民運動の推進

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、I P C C 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。

また、産業界・労働界・地方公共団体・N P O 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成するとともに、低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を通じ、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。【環境省】

<2015年度～2018年度の実績>

2015年7月から、低炭素型の「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始し、地球温暖化対策の必要性を広く国民に訴えかけている。

※2015年7月から国民運動「COOL CHOICE」が開始され、2016年度から賛同目標数（個人：600万人、団体：400万団体）が設定され、2017年度及び2018年度も引き続き賛同の呼び掛けを行った。

（引き続き、企業・団体等の国民運動賛同数拡大及び低炭素アクション認知率向上を図りつつ、オフィスや家庭などのCO2削減に向けた民生部門（家庭・業務）におけるCO2削減に向けた具体的な行動喚起を促すことによって、国民の新たなライフスタイル・ワークスタイルの提案を行う。）【環境省】

② 循環型社会形成に向けた情報提供事業

「第四次循環基本計画」に基づき、”限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。“をキーメッセージに、サブカルチャーなどと連携した新たなコンテンツ発信等により、資源の大切さや3 R への態度変容や行動喚起を促進する Re-Style 事業を実施する。~~3 Rや限りある資源の大切さを多くの皆様に知ってもらい、自分たちの暮らしに取り入れてもらうよう、年間を通じて、サブカルチャーを含む様々なコンテンツを発信し、幅広い層へ情報を発信する。~~

また、民間企業と連携した取組として、多数の企業が参加した消費者キャンペーン「選ぼう！3 R キャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等で実施し、3 R の認知向上・行動喚起を促進する。~~また、日頃の行動喚起に結びつけるコンテンツとして、消費者一人ひとりが、3 Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の行動（商品選択）の定着へ結び付ける消費者キャンペーン「選ぼう！3 R キャンペーン」を実施する。~~【環境省】

<2015年度～2018年度の実績>

~~2016年度は、3 R推進月間に合わせて、ウェブサイトのをリニューアルやするとともに、ロゴデザインを公募・決定するなどリブランディングを実施した。また、新たなコンテンツの発信を行い、として循環型社会応援ソングを制作・公表したほか、企業と連携しての動画募集など、幅広い国民層に訴えかけるPR活動をウェブサイトで実施した。2017年度は、新たにCM・映像業界と連携した環境をテーマにした初のCMコンテストをスタートしたほか、商品の購入を通じて、消費者一人ひとりが、3 Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の活動（商品選択）の定着へ結び付ける、環境省初の消費者キャンペーン「選ぼう！3 Rキャンペーン」を、全国1,000店舗以上で実施した。【環境省】~~

③ 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等

(※SDGs 関連)

循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。【環境省、経済産業省】

- 1) 「3 R推進全国大会」を開催し、地方公共団体の取組の加速化や、連携体制の構築・高度化を図る。参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。
- 2) 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼び掛ける（2016年度まで）。
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組む。
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3 Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。
- 5) 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。
- 6) 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体が連携協働して、プラスチックの3 Rなどを含む取組を進めていくため、「プラスチック・スマート」キャンペーンを推進する。

<2015年度～2018年度の実績>

- 1) ~~平成29~~2018年10月に沖縄県宜野湾市富山県富山市で「3 R推進全国大会」を開催した（2015年度は11月に福井県福井市、2016年度は10月に徳島県徳島市、2017年度は10月に沖縄県宜野湾市で開催。）。【環境省】
- 2) (2016年度以前は)「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。【環境省、経済産業省】
その他、3 R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施した。【経済産業省】
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取組中である。【環境省】

4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援した。【環境省、経済産業省】

また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援した。【経済産業省】

5) 2015年12月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を作成し、市町村等に対してセミナーを開催した。【環境省】

また、2016年9月に「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を策定した。【環境省、経済産業省】

6) 2018年10月から、「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、取組事例の募集及び情報発信を開始した。【環境省】

④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進

(※SDGs 関連)

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、持続可能な開発目標（SDGs ~~SDGs~~）の採択等の国際社会の動向を踏まえ、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。

具体的には、生物多様性に関する最近の動向（SDGs ~~SDGs~~の採択、ESG ~~ESG~~投資の拡大等）を踏まえ、2017年度に8年ぶりに改訂した「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」を事業者に向けて普及し、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。

また、消費者に向けて「MY行動宣言」を普及することにより、生物多様性に配慮した商品の選択を促進する。【環境省】

※生物多様性基本法において、「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。

※「MY行動宣言」とは、国民一人ひとりが生物多様性との関わりを自分の生活の中でとらえることができるよう、5つのアクション（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）の中から自らの行動を選択して宣言する、生物多様性の普及・啓発に関する取組。

また、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きもののマーク」について、事例集及び活用のための手引（生きもののマークガイドブック）の提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進する。【農林水産省】

※農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きもののマーク（生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション）」と呼んでいる。

<2015年度～2018年度の実績>

2015年度は、生物多様性に関する民間参画にテーマを絞ったシンポジウムを全国3か所（東京、大阪、札幌）で開催し、全国の先駆的な取組や地方での取組事例について情報提供を行うとともに、「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及啓発を行った。また、事業者団体の取組を推進するため、必要な支援を行うモデル事業を実施した。さらに、生物多様性分野での民間参画に関する情報を一元的に発信するウェブサイトについては、リニューアルを行い、閲覧者にとって分かりやすいように再構成を行った。

2016年度は、生物多様性民間参画ガイドラインの改定に向けた検討に着手した。2017年度は、生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）を公表した（2017年12月）。【環境省】

農林水産省では、2012年2月に改定した農林水産省生物多様性戦略（平成24年2月改定）において、消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される「生きもののマーク」の取組を推進していくこととしており、「生きもののマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について2449回のイベント（2015年度：5回、2016年度：5回、2017年度：9回、2018年度：5回）等の機会を活用して国民理解を図った。【農林水産省】

⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進

（※SDGs関連）

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、生産者、流通・販売業者や消費者との間の連携・交流の推進、環境保全型農業に取り組む農業者の顕彰など、生産から流通・販売、消費にわたる多様な取組を総合的に展開することを通して、消費者の理解と関心を増進する。

特に、有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、生産者と実需者のマッチングフェアの開催等を支援する。

また、有機JAS制度について、表示の適正化を図り、消費者等への啓発を行うとともに、有機JAS認定取得に必要な生産行程管理記録を簡易に作成できるようソフトウェアを作成・提供する。【農林水産省】

<2015年度～2018年度の実績>

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の拡大に向けたビジネス環境の整備を推進するため、生産者、実需、学術、行政等の関係者が情報交換を行う場として、オーガニック・エコ農と食のネットワークを設立（2016年7月）するとともに、有機農業や環境保全型農業に対する国民の理解を深めるための環境保全型農業推進コンクールを実施した（表彰式：2016年3月）。同コンクールは、2017年度から、GAPと一体的に行う形に見直し、未来につながる持続可能な農業推進コンクールとして実施（表彰式：2018年3月）している。

有機農産物の生産者と実需者のマッチングフェア（2015年9月から2018平成29年11+2月までに7-5回）を開催するとともに、有機農業の啓発を図るセミナー（2015年11月から2018平成29年11+2月までに計18+5回）を開催した。

ウェブサイト、パンフレットを利用し、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発を実施中。

有機畜産物の J A S 規格の対象にだちょうを追加するなど、有機 J A S 規格を2017年 3 月 27 日に改正した。

生産行程管理記録作成のためのソフトウェアを作成し、ウェブサイト、認証機関等を通じ普及しているところである。

有機農産物の J A S 規格に適合しない肥料が流通した事案（2015年度に発生）において、不適合肥料を使用した農産物の有機 J A S マークの除去を徹底するとともに、再発防止のため、肥料の生産業者及び有機農産物の生産者に有機 J A S 制度を改めて周知徹底した。また、J A S 流通品に対する信頼性の確保のため、J A S 法施行規則等を改正した。【農林水産省】

〔参考〕2020年度～2022年度の取組

ウェブサイト、パンフレット等による、有機 J A S 規格に関する表示の適正化、消費者等への啓発を引き続き実施する。また、見直しを実施した有機 J A S 規格の施行状況を踏まえ、必要な対応を実施する。

生産工程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供を引き続き実施する。【農林水産省】